

(別表1)
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

当市は、兵庫県西南端、岡山県との県境にあり、まちのほぼ中央を2級河川の千種川が流れている。また、南は播磨灘に面し、海岸線は瀬戸内海国立公園の一角を占めている。気候は温暖で雨量が少ない典型的な瀬戸内海型気候に属している。市域は、先土器時代などの古代遺跡が多く残る北部、河口デルタ上に発達した旧城下町の中心部、塩田の開発によって開かれた南部、天然の良港に恵まれた坂越地区の4つの特色ある地区に大別できる。

[洪水：ハザードマップ]

当市には、千種川が貫流するほか、その他中小河川が流れるため、過去しばしば洪水に見舞われてきた。市内では河川の改修が進み、洪水の頻度は低下しつつあるが、洪水の危険性そのものが低下したわけではなく、上流域の佐用町、上郡町の河川改修が進み、下流への影響を考慮すると、依然として大規模な洪水に対しては注意が必要である。

兵庫県が公表した想定最大規模の洪水浸水想定区域図(R3)によると、商業・サービス施設や各種業務施設が集積している南部の市街地の赤穂地区や塩屋、尾崎、御崎地区では、大部分が0.5m～3.0mの浸水深となっており、千種川に沿った坂越、高雄、有年地区では5.0m～10.0mの区域が大きな面積を占めている。

商工業者へのリスクとしては、工場への浸水による精密機器や機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。市内の主要産業である製造立地企業各社においては、原材料や製品の被災により、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

[土砂災害：ハザードマップ]

当市は地形上、市域の大部分が山地に占められており、住宅の多くが急峻な山地に近接している。このため、市内には多数の土砂災害警戒区域等が分布している。これらの土砂災害警戒区域等については、逐次砂防工事等が進められているが、危険箇所数が多く、依然未整備な箇所もあり、今後とも土砂災害に対する注意が必要である。

当市ハザードマップ(浸水・土砂災害)(R3)では、山地に隣接している区域が災害区域に指定されており、一部の工業団地は警戒区域に入っている。しかし、大半の商工業施設は警戒区域から離れている。

商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

[地震災害：J-SHIS・津波ハザードマップ]

地震が発生した場合に、市域において特に揺れが大きくなる地域は、沿岸部の赤穂三角州(デルタ)で、この上には市庁舎をはじめとして市街地が広がり、当市の社会的中心地となっているため、建物倒壊、火災等による人的・物的被害だけでなく、上水道、電気等のライフライン災害、交通施設災害が極めて深刻となる可能性がある。

地震発生の際、市域では震度6弱程度の揺れとともに最大2.8m程度の津波の発生が予想されている。当市津波ハザードマップ(H26)の浸水想定では、一部地域で1.0m～2.0m未満の浸水域があるが、ほとんどの地域は浸水が無いか0.3m未満もしくは0.3m～1.0m未満となっている。老朽化した商店街の非耐震店舗では倒壊等の被害が予測されている。

商工業者へのリスクとしては、沿岸部では津波被害により洪水時と同様に、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、中心市街地に位置する商店街地区は老朽化した店舗が密集しており、建物倒壊・火災による被害に加え、商店街のにぎわいが失われることによる販路の縮小や商圈の喪失などのリスクも存在する。

[高潮：ハザードマップ]

当市においては、瀬戸内海に面した部分に標高の低い地域が広く分布する。このような地域はかつて干潟や塩田等であったが、住宅地へと変化している。

近年では、海岸線のハード整備に伴い高潮による被害は起こりにくくなっているが、平成30年9月の大阪湾を直撃した台風21号のように、気圧が低いまま上陸することもあるため、今後とも高潮に対する十分な注意が必要である。

兵庫県が公表した想定最大規模の高潮浸水想定区域図（R3）によると赤穂、塩屋、尾崎、御崎地区といった南部の市街地のかなりの部分が3.0m～5.0mの浸水深で、千種川に沿って木津地区まで浸水の恐れがある。

商工業者へのリスクとしては、洪水・津波時と同様のリスクが存在する。

[その他特に想定されるリスク]

市内南部の工業専用地域は埋立て地上に立地しており、大規模地震の際は液状化による深刻な被害が想定されている。当市の主要産業を担う製造業では立地企業の赤穂工場が多く集積しており、これらが被災した場合には、被害の拡大や復旧の長期化が想定されるため、工場移転による雇用喪失や事業再開が遅れることにより、市内の協力会社、物流関連会社をはじめとする中小企業や小規模事業者の経営に直接的な影響を与え事業継続が困難となるリスクも想定される。

[感染症、サイバー攻撃等]

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生している。コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異によって新たな型が出現することで、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こし、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。さらに、これまでに確認されていない未知の感染症（新感染症）についても、感染力が高い場合には社会に深刻な影響を与える可能性がある。

当市の主要産業である製造業では、サイバー攻撃によるシステムダウンや精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 商工業者の現状

- 商工業者数 1,497 者
- 小規模企業者数 1,121 者

[内訳]

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
製造業その他	626	461	沿岸部を中心に企業が分布
商業（卸・小売）	406	323	中心市街地を中心に分布
サービス業	465	337	市内全域に分布
合 計	1,497	1,121	

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・ 赤穂市地域防災計画の策定

赤穂市地域防災計画は、策定以降、災害対策基本法の改正や赤穂市総合計画の見直し

などを受け、社会情勢等の変化も考慮し随時見直し、修正を行っている。なお、災害対策基本法の改正等により、令和7年度中に計画全般の改定を行う予定である。

- ・ 防災訓練の実施
当市では、各防災関係機関や市民・企業等と連携協力して、防災総合訓練をはじめ各種訓練を実施している。
- ・ 防災備品の備蓄
当市では、災害に備え、避難所生活者の非常用食糧や生活必需品、各種資機材等を備蓄している。また、市民等に対し最低3日分、可能な限り7日分程度の非常用物資の備蓄に努めるよう啓発している。
- ・ 赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
人の生命や健康に重大な影響を与える恐れのある病原性が高い新型インフルエンザや、新感染症への対策を適切に実施するため、赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定している。

2) 当所の取り組み

- ・ 中小・小規模事業者向けのセミナーや懇談会の場で BCP の必要性について、積極的に情報提供を行っている。
- ・ 中小企業相談所の専門家相談で個社の事業継続力強化計画に関しての相談に対応している。
- ・ 兵庫県が実施している BCP 支援プログラムに経営指導員等を派遣し能力向上を図っている。
- ・ 経営指導員等が小規模事業者向けの簡易版 BCP シートを活用し、個社の作成支援を行っている。
- ・ 中小・小規模事業者向け BCP セミナーについては、オンデマンド型のオンライン配信により、年間を通じて24時間受講可能とする体制を整えている。
- ・ 災害に備え、スコップや土嚢、ヘルメットなどの防災備品を備蓄するとともに、年間2回の避難訓練を実施している。また、水害対策として事務所内のネットワークを無線化するなど、防災・減災対策に取り組んでいる。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・ 市内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る指導 10者（策定済み）
- ・ 事業者BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導 5者
- ・ 商業・サービス業の小規模事業者による事業継続力強化計画策定率 2%
- ・ 事業継続力強化に関するセミナー 年1回
- ・ 会員大手損保会社と連携した損害保険への加入促進 66者
- ・ 防災訓練を年2回実施

II 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

[課題]

- ① 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害等リスクについて当所、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当所経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

[対策]

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認

定事業者一覧や当所会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。

- ② 当市商工課、危機管理担当、保健センター、当所で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当所経営指導員の不足については、当所会員の大手保険会社、赤穂金融協会、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当所と金融機関職員向けの合同研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 市内の主要産業である製造業が多く集積する南部、地域経済圏の中心となる商店街のある中心部の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・ 支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が1%程度と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年7者に対して事業者BCPの新規策定（5社）・見直し支援（2社）を行う。
- ② 市内全体の小規模事業者における事業継続力強化計画（BCP）の策定率を3.5%に引き上げる。
- ③ 中心部の商業・サービス業の小規模事業者においては策定率を6%にする。
- ④ 損害保険加入の取組を100者に対して行う。
- ⑤ 上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。
- ⑥ オンライン配信による24時間受講可能なオンデマンド型セミナーを展開する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP 策定件数	事業継続力強化計画
1,497	1,121	R8	5	2
		R9	5	3
		R10	5	3
		R11	6	4
		R12	6	4

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

- ・ 計画期間は5年とする。

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・ 経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・ 伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。当市と当所の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。
- ・

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 経済産業省 HP に掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

（3）フォローアップ

- ・ 商店街組織「赤穂にぎわいづくり商人会」で合同訓練を実施する。
- ・ 赤穂市の防災訓練への参加を促す。
- ・ 事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。（HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>）
- ・ 事業者BCPの策定後5年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシミュレーション含む）計画の見直しについての指導を行う。
- ・ 支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

（4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ 広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・ 同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定

を支援する。

(5) 関係団体等との連携

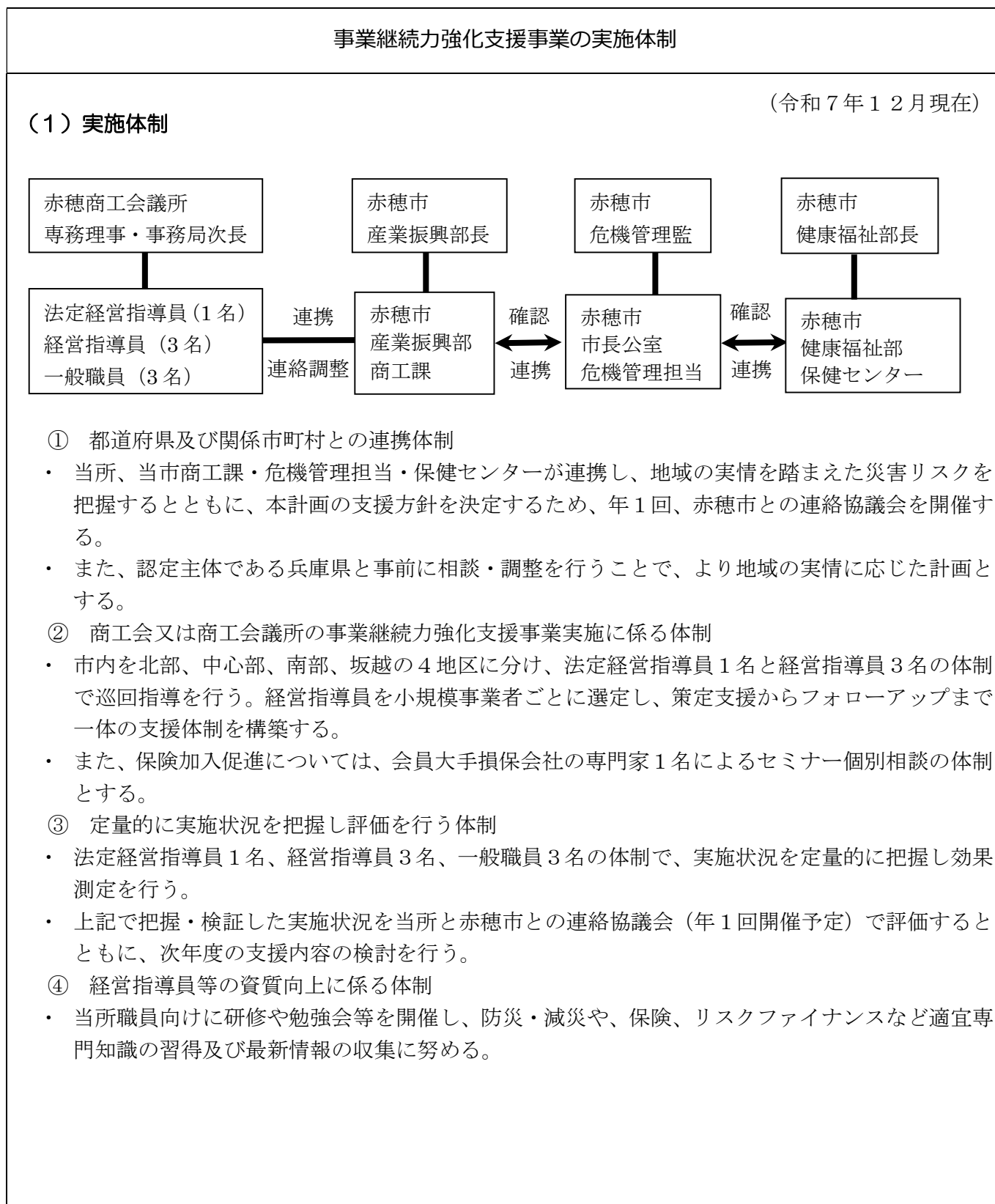
- ・ 会員大手損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 会員大手損保会社や赤穂市金融協会に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。
- ・ 連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法) 中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 杉本 直也（連絡先は後述（3）①参照）
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・ 本計画の具体的な取組みの企画や実行
 - ・ 本計画に基づく進捗確認、見通し等フォローアップ（1年に1回以上）
- ③ 広域経営指導員の当否
 - ・ 経営指導員 杉本直也は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

- ①赤穂商工会議所 中小企業相談所
〒678-0239 兵庫県赤穂市加里屋 68-9
TEL：0791-43-2727 / FAX：0791-45-2101
E-mail：ako-cci@memenet.or.jp
- ②赤穂市役所 産業振興部 商工課
〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81
TEL：0791-43-6838 / FAX：0791-46-3400
E-mail：syoukou@city.ako.lg.jp

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金	220	220	220	220	220
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	70	70	70	70	70
・ パンプ、チラシ作成費	50	50	50	50	50

調達方法
会費収入、赤穂市補助金、兵庫県補助金、事業収入 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等